

報告第1号

平成30年度の事業計画

当協会は、昭和43年(1968年)10月24日に登記をし、今年で50周年を迎えることになる。当協会が設立される以前より、各社大手水産会社の遠洋漁船団は、国民へのたんぱく質の供給の使命を御旗として、世界各国の海で海洋水産物資源の開発を行い、我が国へ多くの水産物を供給してきた。また、我が国の漁船漁業の推進、牽引役として、我が国水産業の発展にも大きく寄与してきた。当協会設立当時は、母船・北方トロール・南方トロールの各部会の下、大規模遠洋漁業船団が世界の海の水産物資源を開発していた。その一例として我が国の遠洋トロール漁業が開発したスケトウダラのすり身(蒲鉾など)やすり身の副産物としてのタラコや明太子、西アフリカ諸国のタコなどは、今日では食卓には欠かせないものとなっている。しかしながら、遠洋漁業は、1977年以降の各国の200海里施行により漁場を喪失し、衰退の一途を辿り、大手水産会社は漁船漁業からの撤退を余儀なくされた。今日、我が国遠洋漁船を取り巻く環境は厳しさを増す中で、遠洋漁業は中小漁業者を主体とした漁船団となっているが、各社とも苦しい漁業経営が続く中で、現在も技術の継承と水産業の生産手段をなくさないよう努力を続けている。本年度も引き続き漁場の安定確保・コスト削減と質の向上に務め、漁業経営が向上するよう支援していく。

世界情勢は一層不確実性の時代に入っているが、どの時代でも共通しているのは人類の生存に不可欠な食料問題である。当協会は、海洋の天然水産物資源を漁獲し、その水産物製品を人類に供給する生産手段を有し、その使命を果たす役割を担っている重要な漁船漁業の団体であり、これからも会員と共に、その役割と使命を果たす覚悟である。

遠洋トロール漁業等をはじめ我が国漁船漁業を取り巻く環境は、水産物価格の上昇など一部に明るい兆しもあるが、引き続き米欧の過激な環境団体による漁業への干渉増大が懸念される中、不安定な資源状況など平成30年度(2018年度)も依然として非常に厳しい展開が予想される。しかし、安全・安心な水産物を安定的に供給する生産手段である漁船漁業の重要性に疑問の余地はなく、かかる情勢を踏まえ、引き続き遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、次の点に積極的に取り組む。

第一は、遠洋トロール漁業など漁船漁業の新たな将来ビジョンの構築である。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の200海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の200海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、会員各

位および関係団体と歩調を合わせ、着実に前進を図る。また、我が国遠洋トロール漁業等の維持、再生、発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題などの規制を含め、資源管理が一段と強化される宿命にある。国際条約水域での安定的な操業機会の維持、確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等については、官民一体となって積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。

第三は、新規漁場開発・新魚種開発である。長年中断していた NAFO（北西大西洋漁業機構）水域及び SIOFA（南インド洋漁業委員会）水域での未利用魚種開発と新規漁場開発について、引き続き積極的に取り組む。また、CCAMLR（南極生物保存条約）、SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）、NPFC（北太平洋漁業委員会）など当該漁場の操業の安定、維持の確保にも努める。

第四は、遠洋トロール漁船等で漁獲物の市場拡大である。遠洋トロール漁業等で漁獲するカラスガレイ、赤魚、クサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているものもあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、これら魚種の市場開拓に取り組む。また、政府の水産物輸出振興策の下においても遠洋漁船の漁獲物の外地からの輸出については多くの制約（衛生証明要件等）が残されており、関係団体とも歩調を合わせ、これらの規制緩和にも積極的に取り組み、漁獲物の世界市場を開拓する。

I. 国際対策事業

1. 北方水域関係

(1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

天皇海山漁場は、当協会会員にとって根幹漁場であり、行政当局の要請を受け、NPFC条約早期批准に向け国会等へ働きかけを行い、日本の早期加盟が実現した経緯がある。クサカリツボダイの漁獲は極端な不漁が続いており、これを理由に米国は、4月に開催されたNPFC底魚小科学委員会、科学委員会にキンメダイとクサカリツボダイのモラトリウム提案文書を提出した。本質的議論は7月の本会議で議論されるが、天皇海山漁場での操業の継続が図られるよう政府および漁業国である韓国側に対しても働き掛けを行う。また、このような情勢の下、日本としても抜本的な資源管理の取り組みが求められている。当協会会員の漁業経営にとり、最重要漁場の一つである天皇海山で将来も継続的な

権益の確保を図りつつ安定的な漁業経営が可能となるよう我が国政府(水産庁、水産研究・教育機構等)と連携し関係国にも働きかけ、科学委員会、年次会合等に参加する。

(2) ベーリング公海条約

2016年来、年次会合で我が国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準(AHL)決定手続きの見直しについて引き続き議論が深まるよう関係者の取組を支援する。

2. 南方水域関係

(1) NAFO(北西大西洋漁業機関)

①2016年4月から8年振りに操業を開始した日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、さらなる日本漁船の円滑な操業が継続できるようカナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②2017年に完了したカラスガレイの資源管理計画評価(Management Strategy Evaluation; MSE)により2018年のカラスガレイのTACは増加したものの2018年には同MSEの適用除外基準の作成作業が行われることから、MSEの安定運用を確保するため関係国の業界団体と協力して作業支援の調整を進める。

(2) CCAMLR(南極生物保存条約)

2017/2018年CCAMLR漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より360トン増の合計4,339トンとなった。日本漁船も参加している調査データの解析によって資源評価された結果漁獲可能量が増加した。また、昨年引き続き大陸棚縁辺での操業が可能となったため、漁獲可能量の利用が進んでいる。利用可能な漁獲可能量の効率的利用を実現するため、引き続き操業条件の改善を追求する。開発漁業については他国による調査との協力を進め、引き続き関係機関、関係者の支援を得て新漁区及び必要な漁獲枠の維持確保に努めていくと共にCCAMLR関連会合に向けて協会職員の派遣を行う。

(3) ニュージーランド水域

NZは2016年5月1日以降、同国EEZ水域で操業する漁船は全てNZ船籍としなければならないとする法律を制定したことによりNZに転籍しない限り操業が不可能となった。しかしながら、NZ水域は資源状態も安定していること及び未だ転籍受入れの余地があることから、今後ともNZ水域における短期転籍による操業の可能性を追求するため、他団体と協力して短期転籍制度構築(船籍サスペンド等)の実現に向けて関係機関への働きかけを行う。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

2018年のSEAFO年次会議では、2年間の漁獲可能量の見直し、設定が行われることから必要に応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁業の操業機会の維持、確保に努める。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及びSIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①2018年3月に開催されたSIOFA第3回科学委員会を踏まえ、6月には第5回年次会合がタイで開催される。第5回年次会合では、第4回年次会合で合意された底魚漁業暫定措置とともに底刺し網漁業の使用禁止勧告、トロール漁業の漁獲努力量抑制が引き続き重要な課題となる。我が国漁業にとって不利にならないよう関係省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAについても当協会会員企業も会員となっていることから、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

3. その他の水域

関係諸国との合弁企業による事業については、前年に引き続き相手国の政府関係者、業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

4. その他遠洋トロール漁業等や漁場開発等のために必要な措置

①2017年9月からSTCW-F条約加盟国による寄港国検査の実施が引き続き想定されることから非加盟国である我が国漁船の寄港、水揚げ等に支障が生じないように、条約適合証の発給などに努め、関係省庁に働きかける。

②各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等には、既存遠洋トロール漁業等の維持発展、新規事業、漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

③遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善と共に相手国政府との合意形成が加速するよう関係機関への積極的な働きかけを行う。

④関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

⑤遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携して ICFA（国際水産連合）、FAO（国連食糧農業機関）等への働きかけや関係会員を中心に必要に応じて遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑥過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力して FAO、国連等への働きかけを行う。また、2015年から国連で始まった公海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関する条約作成交渉の動向についても、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

II. 国内対策事業

(1) 2014年8月から実施している第五十一開洋丸を用いた「がんばる漁業復興支援事業」の補助事業は2016年8月で終了したものの、2018年8月までは事業期間であり、事業実施主体として収益改善のため、安定的な操業の実施等、事業目的が達成されるように取り組む。

(2) 燃油セーフティネット事業では、引き続き支援が着実に受けられるよう円滑な手続きを進める。

(3) 資源管理計画を策定、実施することを条件に漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」の加入継続・拡大等、漁業所得補償対策の実施を継続する。

(4) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務委員会では、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約、MARPOL 条約などの情報の収集等を進めており、ケープタウン条約採択、STCW-F の発効、ポーラーコードの策定過程などの条約策定過程や国内法制度化に際し、国内外の枠組みが不都合となることのないよう当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても業界の意見として反映させるよう、取り組む。

(5) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応していく。

(6) マルシップ管理委員会に出席し、会員各社と連絡を密にして、漁船漁業の

円滑な遂行に努力する。特に 2018 年度は漁業許可の一斉更新に伴うマルシッ
プの更新も行われるため、その円滑な手続きに努める。

(7) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚な
どの市場開拓の活動を行う。

(8) 新規就労者の確保に向け、(一社)大日本水産会会員と行政が連携して開始
された漁船乗組員確保育成プロジェクトに当協会も積極的に参加し、抜本的な
対策を検討、実施する。

(9) 輸入割当管理については引き続き適切な運営を図る。

(10) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げた(一社)マリン・エコ・
ラベル・ジャパン協議会(MEL ジャパン)の広報普及委員会等に出席し、業
界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与、協力する。

Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁
業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円
滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁
業の必要性と重要性について引き続き広く一般の認識醸成に取組み、併せて国
際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。

(5) 当協会設立 50 周年を記念した行事を実施する。